

平成19年 第3回(定例)由布市議会会議録(第7日)

平成19年9月25日(火曜日)

議事日程(第7号)

平成19年9月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第3 議案第69号 由布市土地開発公社定款の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第3 議案第69号 由布市土地開発公社定款の変更について

出席議員(23名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 淵野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 25番 久保 博義君 |
| 26番 後藤 憲次君 | |

欠席議員(3名)

3番 立川 剛志君

13番 佐藤 正君

24番 山村 博司君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君

書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
財政課長	米野 啓治君	税務課長	野中 正則君
収納課長	佐藤 利幸君	人権・同和対策課長	加藤 康男君
産業建設部長	篠田 安則君	会計管理者	大久保富隆君
農政課長	野上 安一君	契約管理課長	長谷川澄男君
水道課長	目野 直文君	建設課長	荻 孝良君
福祉対策課長	立川 照夫君	健康福祉事務所長	今井 干城君
健康増進課長	太田 光一君	挟間保育所長	生野 妙子君
健康温泉館長	佐藤 和利君	保険課長	飯倉 敏雄君
環境課長	平野 直人君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
庄内振興局長	大久保眞一君	挟間振興局長	後藤 巧君
教育次長	後藤 哲三君	湯布院振興局長	佐藤 純一君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	学校教育課長	高田 英二君
挟間公民館長	江藤恵美子君	湯布院公民館長	佐藤 省一君
代表監査委員	宮崎 亮一君	消防長	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長(後藤 憲次君) 皆さん、おはようございます。議員及び執行部各位には引き続き本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いたします。

ただいまの出席議員数は23人です。立川議員が入院のため、及び山村議員、佐藤正議員が所

用のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市町、副市長、教育長、各部長及び関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

これより各認定案の質疑を行います。

なお、発言につきましては、会議規則及び申し合わせ事項の遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをします。

日程第1・認定第1号

議長（後藤 憲次君） それでは、日程第1、認定第1号平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。

まず、決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。14番、江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 14番、江藤でございます。質疑をちょっとさせていただきたいんですが、一般会計及び特別会計の決算審査意見書がございます。22ページ、それと財政カードがございます。細かい内容はさておきまして、この中で経常収支比率の、22ページ、経常収支比率の分析の仕方が載っております。これにつきまして、経常収支比率だけでなく、それぞれの、例えば公債費比率、実質公債費比率、それから起債制限比率、公債費負担比率等の分析のやり方、仕方を、これを私ども議員に明示をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、いずれバランスシートあるいはコスト計算表ができてくるわけですが、それらにつきましても、次の議会までにバランスシート上の分析のやり方等につきまして明示されるようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

今回は指数につきまして明示をするようお願いをしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 14番議員さんにお答えいたします。

これらの指数はすべて決算統計のときに一応出すものでございますので、その資料の提出につきましては、ぜひ議会中に各議員さんにお渡ししたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君、いいですか、もういいですか。

次に、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 監査意見書、2点お伺いします。

監査意見書の7ページなんですが、市税の収納状況についてですが、市税の収納率が対前年度

比で0.83ポイント減少しているということが指摘されておりまして、あといろんなところで市税の収納率が下がっているの、徴収体制の強化・充実を図れというふうに監査は指摘されておりますけれども、具体的に市税の中でどの部分の徴収率が下がっているというふうに監査は指摘をされているのか、その原因はどういうふうに分析をされているのかちょっとお伺いします。

それから、20ページなんですけど、これも自主財源の中の使用料及び手数料が全体の構成比に比べて、随分と、30.5%も対前年度比で構成率が下がっているんですけども、これの具体的な原因ていうんですか、要因がわかれば教えてください。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 小林議員にお答えします。

最初の、市税の収納率が前年対比で0.83ポイント減少しているというお話でございますが、この表が17年度の分があればわかりやすかったと思いますけども、収納率は収入済み額を調定額で割るという算式になっておりますので、個々についてはプラスの分があるかもしれませんが、トータルでいきますと、17年度が88.94%、それから18年度は88.11%と。その結果、0.8ポイント減少しているという表現になっておりますが、個々では上がる部分も出てくると思いますので、そういうことになっております。

それから、使用料及び手数料が減額しておるということでございますが、これは、去年は旧3町の分もありまして、その明細についてちょっと細かいのを持ってませんので、これは委員会の方に回して検討させていただきます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 使用料の方は、じゃあちょっと後でまた追って委員会審議でお願いしたいと思いますが、市税の収納状況なんですけれども、個々には上がっているのもあるけれども、全体で下がってるというふうに言われているんですけども、例えば一番上の市民税をちょっと細かく見ますと、市民税の合計は90.28%で、去年が90.47%ですから、0.19%収納率下がってるというふうに出ているんですけども、よく見てみますと、表の一番上の右2つを比べます、個人現年度は96.71%で変わってないんですよ、収納率が。過年度が、去年は7.87%に対して、今年度14.96%ですから、これ収納率上がっているんですよ、ことし。それで、法人現年度も98.05%だったのが98.45%に上がっているんですよ。過年度も24.32%だったのが36.31%に上がっているんですよ。市税の収納率は全部上がっているんです、これ。だけど、合計すると収納率下がっているという、これちょっと数字のトリックなんですけど、多分収納率が上がっている分の金額が非常に少ないために、市税の現年度の分が同じだから、全体として下がってる、多分数字のトリックで、要するに何が言いたいかというと、個々に細かく見ていくと、収納率が下がっているのは入湯税だけなんですよ、ほぼ。そうすると、

あとは大体収納率が上がってきているので、監査指摘で、収納体制の充実・強化を図らないと、収納率全体が下がっているぞという指摘は、私これちょっと不適當じゃないかなと思うんですね。そこら辺を監査のときにどういうふうに見られたのかということと、もう一つ、入湯税だけが大きく収納率が下がっているのは、これは例えば納税組合報奨金の廃止みたいなのが影響しているんじゃないかなというふうに気になるんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） お答えします。

個々の収納率の比較につきましては、調定額の分母の額が非常に小さいものがあったり、比較的大きいものがあったりします。ですから、例えば過年度の市民税の法人の過年度を見ますと、17年度が24.32%で、18年度が36.31%というふうに見ますと、11.99ですか、そういうふうな非常に収納率がよくなったというような見方がありますが、これをトータルで調定額を分母に持っていくと、個々の収納率というのは、全体として見る場合の収納率と対比できないというふうに考えております。全体的に見まして0.83ポイント減少しているということは、やはり収納体制を固めて、税と料の両面で一生懸命やっていただきたいということは一応申し上げているつもりでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いや、何か議論になってないんですけど、もちろん収納率を上げていくことは必要なんですけど、監査の指摘として、全体の収納率が下がってるから収納体制を強化しなければいけないという指摘は、数字のトリックで全体の数字は下がっているかもしれないけど、個々の収納率が上がっているということは、頑張ってることなんだと思うんですよ。だから、収納率が下がっているという評価をしているのか、収納率は上がっているけれども、さらなる強化が必要だと言っているのかは、それは見解だとは思いますが、全体のトータルの数字だけを見て収納体制が悪いんだというふうに監査の意見として決めつけるのはちょっと不適當ではないかなと、これ意見としてやっときます。あとは水かけ論になりますので。

ただ、さっき言った1点、入湯税の収納率の減少、これは報奨組合の報奨金の廃止が関係あるのかどうか、そこら辺もしわかれば教えてください。

議長（後藤 憲次君） 収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 収納課の佐藤でございます。ただいまの御質問、納税組合の件が関係しているんじゃないかと御質問でございます。御案内のように、納税組合の事務費交付金の要綱の廃止は、18年度まではありました。それで、納税組合はその結果なくなった組合と

思いますし、18年度にはその影響は一切ないというふうに思います。19年度からの反映をされます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林さん、終わります。

次に、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） まず最初に、市長から監査委員にあてた決算審査のお願いにかかわる文書についてお尋ねいたします。表題が決算の運用状況にかかわる審査についてということを出しています。決算の審査と基金の運用状況を略してこういうふうにしたんだろうと思うんですけど、そういうお尋ね方があるのかどうかというのをまず最初にお答えいただきたいと思います。

次に、監査委員さんはそれを見たときに、別にこれでいいのかなと、何も変に思わなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

監査委員さんの審査意見書の中で、先ほど同僚議員が質問していましたが、いわゆる分析というのがほとんどないんですね、数値を掲げてるだけで。監査委員として、いろいろ先ほど経常収支比率あるいはまた公債比率、起債制限比率、実質収支比率等のことを同僚議員尋ねてましたけれども、望ましいと書いているだけで、うちの数字がどうだからどうだということはほとんど触れてないんですね。だから、そういう意見書ちゅうのは私は不適切だというふうに思うんです。例えば、経常収支比率80%を超えると財政が硬直されているものとされているというふうに書いています。しかし、由布市の場合は、80%を超えてるところから、既に計算によっては100%を超えるという状況であります。減税補てん債や臨時財政対策債を除いた場合のことなんですけども、そういうことに対して論評が一切ないというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、それについてどういうふうにお考えなのかお尋ねいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡議員、通告にないことはもう遠慮願いたいんですが。

議員（8番 西郡 均君） 通告に何をしたかちゅうのが記憶がないが。

議長（後藤 憲次君） 通告は今最初の1点だけです。最初の1点だけ。

議員（8番 西郡 均君） 最初のがあったわけね。

議長（後藤 憲次君） 最初の1点だけです。市長。

市長（首藤 奉文君） 要請につきましては、決算と、それから運営状況という、切り離して、決算運営ではないということはあるので、決算と運営を切り離すべきだと思います。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） お答えします。

これはミスプリントじゃないかと思いますが、一般会計及び特別歳入歳出決算並びに基金の運用状況というふうに書けば適切であったんじゃないかと、今急に質問を受けましたので、一般質問で通告があったと言いましたけど、私内容を聞いておりませんでしたけど、今のお話では基金の分が抜けてたというふうに思います。

議員（８番 西郡 均君） だから、通告なくても答えられるわけやから、あとのも答えて。

議長（後藤 憲次君） ほかに、西郡君、もういいですか。いいですか。

議員（８番 西郡 均君） よくないです。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） せっかく通告がなくても答えてくれたわけですから、知らなくて、そういう点でいえば、２番目に言った、やっぱり決算審査ですから、審査した結果、論評というか、監査委員としての意見をきちっと書くというのが意見書じゃないかというふうに思うんですけど、その点についてはどうなんですか。指標を示すだけでいいんですか。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 西郡議員さんにお答えします。

決算意見書の２６ページに、平成１８年度決算に係る財政指数等の状況という説明があります。それで、その中で経常収支比率が、今申されたように８０％を超えると財政が硬直化されているものとされていると、それから公債費比率も、それから起債制限比率、財政力指数、これ皆書いてあります。だから、これ以上詳しく書けといえれば、また話は別ですが、一応触れてあるということはこちらで申し上げておきます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） だから、触れてる程度で評価の域は達してないんですよ。そして、さらに言えば、もう一つ、こういうふうにするべきであるというのが全くないんですよ。いわゆるどうしていいかわからん、悪いのは悪いちゅうだけで、あとは議員が考えりゃいいんだと。しかし、その議員も監査委員の示唆によって初めて、監査委員もこういうふうにしてるじゃないかという、こういうふうに変更すべきじゃないかというようなことが言えるんで、ぜひ次の示唆までいただけるような、そういう内容にしていきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、２５番、久保博義君。

議員（２５番 久保 博義君） 監査意見書を受けて、市長の考え方についてちょっとお聞きしたいと思います。まず、１点は、この意見書に数多くの意見が付されておりますけども、この意見書について、市長はどのように認識しているのか、また検討されているのか、お伺いしたいと思います。

もう１点、この意見書１冊あれば、由布市の状況は大体ほとんどのことは把握できるんですけど

ども、この意見書の活用方法についてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この意見書についてでございますけれども、私ども取り組んだ結果としての意見をいただきまして、この結果を担当部課長と十分に今後協議をして、そして、指摘されている部分につきましては、その改善に向けて全力を注いでいきたいと思っております。そういう決意であるところであります。（「活用方法、活用保法を言って、活用方法」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この意見書を活用するということは、御意見をいただいたことを今後これからの行政に生かしていくということで、指摘された部分についてどのように健全化を図っていくかと、また、指摘された事項は、完全に指摘事項を十分クリアできるような状況にしていくかということで、これを担当、それから部課長と十分に協議をして、どのような方法、どのような対策をとるかということで活用させていただきたい。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 特に、意見書の3ページに記載されております個々の意見の中の3番の収納率の向上、それから4番の入札制度の改革についてどのように考えているのか、対策を考えて、今協議しながら考えていくということでございますけれども、市長の考え方を教えていただきたいと思っております。

それから、意見書の活用方法ですけれども、旧湯布院町時代には、この意見書をもらって、監査委員さんから各職員全員に説明会等をしていただいて、そしてその内容について協議しとったわけですね。そういう形をしないのかどうか、もう市長がもらって、あと担当課とちょっと相談しながらちゅうことでやっていくのか。

それから、もう一つは、決算の数値については市報等で公表されると思うんですけれども、監査意見について、市報なんか載せる、公表する考えはないのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 監査意見書をいただいて、この点について詳しく監査委員さんの詳細な意見等々をやっぱり伺って、これからは精査をしていきたいと思っておりますので、関係担当は監査委員さんと十分話をさせていきたいと思っております。

それから、1点目の、未収と、それから指名の部分につきましては、やっぱり公平感をやっぱり市民の皆さんに持っていくということは一番大事なことだと思います。そういうことで、そういう納税をしない方々が得をしているというようなことは絶対に許されないことだと考えております。と同時に、本当に納められない方と、それから、そういう部分のところもきちっと見きわ

めていかねばならない問題であるというふうに考えておりますが、納め得ないというような状況でない方々がたくさんいらっしゃるというような声も聞いておりますから、その点について十分取り組みを強化していきたいと思っております。それから、今収納体制も今かなり確立をして、かなりの実績を上げていると私は考えております。

それから、入札につきましては、この状況はどういうふうに考えればいいのかということももう少し研究をさせていただきたい。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） もう1点だけお聞きしたいんですけども、個々の意見の中の5番目、未解決事項についてということいろいろ書かれておるんですけども、言葉だけであって、旧湯布院町、私がおる方の旧湯布院町時代の問題点はわかるんですけども、庄内町、挾間町に問題点がどのような形のものがあるのか、概略で結構ですから教えていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） ちょっと時間を置いてその項目を拾い出さないと、ちょっと急にまとまらないんですけど。

議長（後藤 憲次君） いいですか、久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） じゃあ後でも結構ですから、報告いただきたいと。

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

それでは、歳入歳出に入りますが、質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、発言については、決算書の製本順とし、会計ごとに歳入から歳出の款別に通告順に行います。

まず、一般会計の歳入について行います。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。お手元の決算書37ページの18款1項1目1節寄附金になりますが、よく思って、今まで同様のことを感じていたんですけども、特別寄附はよろしいんですけども、一般寄附については、一般会計に繰り入れて、何に使ってもいいというふうな感じのものなんですけれども、決算においてそれがどのように充当されたのかということ、寄附をしていただいた、とりわけ一般寄附の方々に対する説明というのはおかしいんですが、常識的に考えると、いただいたんだから、いただいたお金をこのように使わせていただいたんだという報告を寄附していただいた方々に連絡申し上げるといって、御報告に何うぐらいの姿勢があってもいいんじゃないかなと思ひまして、そのような質問をさせていただくんですけども、もしも寄附をお持ちになったときにこういうことに使ってほしいということ、特別寄附と一般寄附の別があるんだということすら知らずに、善意のみでお見えになった方もいるんじゃないかという。受け取った市としましては、こういう寄附はただ受け取ると一般寄附ということで何にでも使えますからねという説明が必要だと思ひますし、特別寄附でもう来た方には、これを今回の

ように小松寮に使ってくれとかいうふうに来れば、それはそれでそのまま使わせていただくんだからいいんですけども、特に一般寄附についての扱いですね、いただくときにそういう説明と、そしていただいた後に、わかるならば充当事業先などを伝えるためにこちらから出向くという誠意ある対応をおとりになっているのかどうか、そこをちょっと聞かせてください。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 7番、溝口議員さんの御質問に対して御説明申し上げます。

議員さんも今お話されておりましたけども、一般寄附と特別寄附について、特別寄附につきましては、議員さん方は予算書見れば、その財源内訳の中でその他の中に入ってますんで、ああこれは特別寄附だなというのがおわかりになる。一般市民の方々についても、どなたから特別寄附があったのかというものについて、私どもの広報担当の方にそういう連絡が入っている寄附については、極力広報の担当が出向きまして、写真撮って、どなたからこういう、例えば湯布院のライオンズクラブから図書購入費で30万円の寄附がありましたよということで、極力市報に掲載するようにいたしておりますけども、問題は、議員御指摘のように一般寄附金でございます。私ども総務課の方で寄附採納願という様式を準備いたしております、寄附の申し出があった方々については、当然、一般寄附でしょうか、指定寄附でしょうかという説明はいたします。指定寄附ちゃどげえなことかい、わからんちいう方については、きっちり目的を持って、こういうものに使ってもらいたいんだという意思表示がしてもらうのが指定寄附であると。一般寄附ということ、いや、そんなこと関係ない、もう一般寄附でいいよという方については、もう一般財源扱いになりますんで、これがどの経費に使ったか、充当先を本人に御報告するというのはちょっと難しい点があるかなと思います。例えば少額の寄附金だってあろうかと思うんですよ、3,000円とか2,000円とか、そういう一般寄附していただいて、それを本人、寄附者に、その2,000円、3,000円をどれに、備品購入のうちの、事業費の幾らのうちの幾らどれに使わせていただきましたとか、そういう具体的な説明をするのは非常に困難かなというふうに思います。

そういうことでありますんで、寄附者のありがたい御好意に対して、やっぱり広く市民にお知らせするというのも大事であろうと思いますんで、きょう出るときに広報の担当ともちょっとお話ししたんですけども、市報に寄附のコーナーをちょっと設けさせていただいて、当然本人の了解をとるのが大事だと思いますけども、本人の了解をとって、載せてもいいよという方については、市報の1面をお借りしてそこに掲載するというので、きょう出るときに市報担当と話したところでございますんで、そういうことで御理解をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そういう形の広報を通じた寄附に対する情報の開示というのは必要だと思いますし、そういうふうにしていただけるのは喜ばしいことですけれども、こういう決算書でも1冊寄附なされた方々に持っていき、郵送するとか、あるいは、決算の明細の中にもちよっと入ってますけれども、こういう形でそれぞれの方々の充当事業先はないんですけれども、これがどこまで出せるかになるとは思いますけれども、細かくあなたの寄附はこういうふう、全体の中でこんだけの寄附者がいますけれども、全体の中でこういうふうになりましたというふうな形の報告は必要だと思うんですけども、行政としてはそこまではできるかできないか、もうこれだけで結構です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） そちらの寄附者の明細、金額等がたしか載っていたかなと思いますけど、やっぱり、私が例えば3,000円寄附したと、溝口議員さんが20万円寄附したというのが一覧にずうっと載って、それが本人の意思に問わず寄附者に全部に配られると、それが、私個人としてみれば、2,000円しか寄附してないと、ほかの方は20万円、30万円寄附していると、ちょっとそういうのが関係なくほかの方の目にも触れるというのもちょっと問題があるのかなと思いますんで、その辺についてはちょっと内部協議をさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） だったら、金額のところはもう消すんですよ。こういう方々が寄附をしていただいたんだよということで、もちろんそれが市報に載るというのは最初のお答えでよくわかりました。でも、その方に直接、先がわからなければ、もうこの決算書、ちょっと高いかもしれんけど、10何名の方々ですか、下入れると20名の方々に、内容はわからないけれども、御自身のところ、これカットして、寄附はここに入っていて、そして、こういうふうに使われたというぐらいで、こういう形のあれはどうでございますか。形はこうなって、一般の寄附でするので細かくはわかりませんが、10何人かがいただいた方ですとかいうふうな、いわゆる誠意です。これをお願いしたいと思うんですよ。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） わかりました。そのことにつきましては、財政課、会計管理者とも協議して、来年度は、協議の結果において、そういうことが望ましかろうということになれば、そのような方向でやりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 4ページの主要施策の成果説明書をお聞きいたします。1の1、歳入、税収以外の状況というところで、保育料の滞納分が公立、私立、空白になっております。

素朴な質問なんですけど、保育料の滞納などは新聞紙上でも全国的にも多いということで社会的な問題にもありますけども、市として、構成比0.67%はかなり厳しいものがあるのではないかなと思います。実態をどのように把握して対処されているのでしょうか。今後の計画等、本当に生活が苦しくて厳しい人もいらっしゃると思いますが、そういう人たちに対しての対応もあろうかと思います。対応の仕方といいますか、詳しいことがお聞きできれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） お答えをいたします。

お尋ねの件でございますが、現年度分については、公立、私立の区別がついておるが、滞納繰越分については公立、私立の数字が入ってない、いかななものかというお問い合わせですが、これにつきましては、合併前がこういう公立、私立の振り分けをしてなかった。それで、今回、滞納分の公立、私立の振り分けは大変難しいということで書いておりません。現年度分につきましては、職員が手計算で出したということでございます。

次に、お尋ねの滞納分をどうしているのかということなんですけど、まず、督促状を送付をいたします。それでも納めないという方については、職員の方が個別に徴収、訪問をして徴収しております。それでもまだ納めてくれないという方につきましては、一覧表を滞納者リストをつくって、各挾間、庄内支所にそういうリストを渡しまして、保育所の入所だとか、児童手当で、それとか、児童扶養手当での申請に来るときに、申請とか現況届けですね、そういうときにあなたはまだ納めてないんで納めてくださいとか、いつ納めてくれますかというような納付を勧めたり、約束を取りつけております。

その他、数年にわたって滞納者が見受けられるわけなんですけども、生活困窮による滞納とは考えにくい場合もあります。今後は滞納整理月間とか、保育園側とも相談をしながら、見直すべき時期に来ているのではないかなというふうに考えております。ただ、あなたは保育料を納めてないから保育園に入所は御遠慮くださいということがなかなかできませんので、そこ辺も考慮して考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 実施計画の中で次世代育成推進事業ですか、対策事業というところで、保育料の収納を民間委託というような項目があったような気がするんですけども、今ちょっと持ってないんですけども、それは具体的にどういうことなのでしょう。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 総合計画の実施計画の中でそういうことが書いてあるかと思

ますが、たしか大分市の方が一部そういうことをやっているということなんで、大分市の方も事情をお聞きして取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ちなみに、民間委託でどういうふうな、具体的に大分市はじゃあどういう民間に委託して滞納整理といいますか、そういう当たっているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） そこまでは把握しておりません。今後検討していきたいというふうに思っています。

議長（後藤 憲次君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） お尋ねします。

主要成果の成果説明書、表紙を見てください。去年これに「事業」という字が抜けてるから入れてくれちてわざわざ議員に説明しながら、ことしは自分たちで説明したからなおすかと思ったら、なおしてないんですね。例えば簡易水道事業、健康温泉館事業ということで、去年説明のときに事業を入れてくださいちそちらの方から何か説明があったようにあるんですけども。

先ほど同僚議員が指摘した4ページです。現年度で税収以外の状況で書けないという部分もあるというのはわかるんですけども、一応通年で理解して18年度臨まなければ、17年度こんな形で斜線ばっかし引いて、わからんからどうだなんていう言い方はちょっと不親切きわまりないと思うんですよ。少なくともこれ見ていただければ、ほとんどものがわかるんですね。幼稚園の使用料にしる、公営住宅の使用料にしる、市営駐車場の料金にしる、保育料にしる、こういう横着をせずにきちんと書いて出してほしかったと。その前のページの3ページで、末尾の方にわけわからんシャープとDVDみたいなのが書いてますけども、こういうところも適切な表記を、やっぱり印刷する前にして、書いていただくというような配慮をお願いしたいと思います。

さて、決算書を開いてほしいんですが、決算書の、決算書とは一体何かというのを、これはさっきの監査委員の報告の中でちょっと聞きそびれたんで、次の水道会計のときに決算書とはどういうものですかというのをお尋ねしたいと思うんですけども、1ページに決算総括表というのがあります。普通、こういう一般会計、特別会計などの数値を入れてあらかず表において、空欄、下の方にある空欄、こういうのを設けるのはふさわしくないんで、ほかのこういうことは全くないんですけども、ここの欄だけ目いっぱいにつくって、空欄をいっぱいにつくってということ、何も感じないのかなというふうに思いました。

それで、中身についてお尋ねします。税金と公金等が14ページからずっと16ページまで出てます。その中で、特に収入は多いにこしたことはないんですけども、過分に見ると、歳出を誤るんで、目いっぱいより若干少なくという見積もりの仕方がすることが原則なんですけども、こ

こ表見てわかるように、かなりオーバーして見積もり、予算を立ててる部分もあります、ゴルフ利用税あるいは株式譲渡所得交付金、その他るる。

そこで、税務課長あるいは財政課長にお尋ねしたいんですけども、見積もりの補足、要するに決定通知等がおくれるだろうと思いますけれども、金額の補足が困難なのか、それとも、もう横着はって、そういうことを全然考えてなかったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

地方交付税の部分でお尋ねします。これは補正のとき聞いたな。これはいいです。

特に今度少な過ぎて問題というのがあります。19ページをごらんになってください。予算を立てる上で、19ページの分担金・負担金、13款の2の土木費分担金というのがあります。予算は200万円です。調定額は697万1,900円です。最終補正して、特にこれは特定財源にかかわるものですから、3月補正がきかなかったということはちょっと考えられないんですけどね。ましてや、生活環境整備事業分担金という割には、歳出で都市計画8款4項6目の中に出てこないんです、この数字が。そういうことがあってあられない話がどうして起こるのか、それを教えていただきたいんですが。

今度、負担金、2項の負担金で民生費負担金の中に保育所運営費負担金滞納繰越分というのがあります。保育所運営費は既に、保護者の方が滞納されとってても、関係の保育園あるいは市外の関係する保育園には運営費を払っていますよね、既に。ということで、滞納繰越分を特定財源として現年度分と一緒に徴収するというのはわかるんですけども、本来は、節あるいは目、そういうので区分して、現年度とやっぱり分けるべきじゃないかと私は思うんですけども、担当課のお考えをお伺いしたいと思います。

少な過ぎてというのはまだあります。次のページ、21ページに教育使用料で交流体験施設使用料ということで、予算が1万円ということで、調定額56万4,100円なんですよね。これも最終補正、挟間みたいに3月30日ちょうことはないので、それは大変難しいと思います。土壇場に入ったのかもどうかわかりませんよ。宿泊する人が3月末にどっと来て、そしてそれで入ったというんかもしれないんですけども、少なくともこういうことは、私はちょっとずさんだなというふうな感じがしています。

それと、法的にこれがいいんだといった一番末尾の民生手数料、民生手数料として上げて、調定額だけあって、何のこっちゃわからんと、節が要るんじゃないかっち言ったら、いやもう法的にこれでいいからいいんだというようなことを言っていましたけれども、どうしてそれが通るのか、再度お尋ねいたします。

その下の土木手数料ですね。次のページ、22ページにいて、土木関連で手数料が入ると。いろいろあって予算の段階ではわからんということで土木関連という表記の仕方をしたんかしれませんが、決算段階ではわかるわけですから、土木関連じゃなくて適切な備考を記載すべ

きだというふうに思います。

ちなみに、土木手数料であれば土木関連というのは当たり前のことですから、これ説明にもなにもなっていない。備考にも。

ずっとって、下の方の国庫補助金、23ページの特定防衛施設周辺整備事業補助金、これはさっきの補正のときにも議論が出ましたけれども、予算額1億7,590万8,000円に対して調定額が9,930万8,000円ということで、すごい差なんです。そういう7,600万円もの差というのは一体何を指しているのか、説明をしていただきたいと思います。(発言する者あり)

次のページを開いてください。24ページ。衛生費国庫補助金のところをごらんになってください。予算で3,000万円、決算で2,700万円。1回、補正予算として減額を264万円しています。途中で、なおかつそれ以上の見込みができなかったという部分について教えていただきたいと思います。

その下も同じです。土木費国庫補助金について、2億6,000万円が1億6,000何ぼですか になっています。それについても教えていただきたいと思います。

こっこの聞き漏らしかもしれませんけれども、28ページ、29ページの中に、障害者福祉費補助金というのがあります。備考欄の最後に、社会福祉法人減免補助金16万4,000円というのが上がっています。いつごろ補正に上がったものか、ちょっと教えていただけんですか。

32ページ、33ページに県の補助金が載っています。特にひどいのは、教育費の県補助金です。予算で3,819万8,000円、何と調定額は1,423万4,000円ということで、もうむちゃくちゃな数字になっているんです。最終補正でもできなかったのか、大きな要因は何だったのか教えていただきたいと思います。

34ページ、35ページの財産売り払い収入で、土地・建物の売り払い、あるいは立木の売り払い等書いています。金額があるんですから、予算の段階では説明欄に詳細が載っていないというのはわかります。しかし、決算の段階でこの備考欄に何も入らないというのはちょっとおかしいんじゃないかというふうに思います。一応説明はしたかと思いますが、そういう備考欄に書く気はないのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

次の36ページ、37ページに、繰越金のところ、20款繰越金があります。繰越金の繰り越し計算書では3,133万1,000円だったにもかかわらず、ここでは3,137万1,000円ということで、4万円の違いがあります。繰り越し計算書と金額が違うような数字を載せていいかどうか、お答えをいただきたいと思います。

落ちもあるかと思いますが、以上です。

議長(後藤 憲次君) それでは、順を追って答弁をお願いします。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8 番議員さんにお答えいたします。

まず、主要成果の説明書で事業が抜けていたことにつきましては、大変、財政課の、これは去年言われたことで忘れていましたので、今後気をつけたいと思っております。大変申しわけございません。

次に、まず、質疑 御質問の でございます。税金、交付金の見込が多かったり少な過ぎたり、交付金の通知決定が来るのはいつごろかということでございますが、これにつきましては、前年度の交付額と今年度の交付額、中間交付額の伸び率を一応換算して見込みを出していると申し上げましたが、まずこの中で、地方特例交付金 16 ページでございますが、地方特例交付金と地方消費税交付金、これは予算と調定額が全く同じになっております。これにつきましては通知が、2月の15日に通知が来て、3月中にはもう交付されるものでございます。あとのほかのものにつきましては3月の20日通知で、3月26日通知もでございます。ということで、3月の議会には間に合いませんで、一応見込みで出してこういう形になっている次第でございます。御理解を願いたいと思います。

次に、2番目は、特別交付税はいいと言われたですか。（「はい」と呼ぶ者あり）私の方では、4番目の13款2項の民生費負担金の滞納額は過年度において歳出分を一般財源で補てんしている特定財源として処理するのか、過年度分の目を設定すべきではないのかということでございますが、まず、民生費負担金の滞納分につきましては、特定財源ではございませんで、一般財源で処理をしております。

過年度分の目を設定すべきではないのかということは、これにつきましては他の市町村もこういう形で、この欄の中で、13款の中で過年度繰り越し分で上げているようでございます。財政課といたしましてはこの形でもよろしいのではないかと考えております。

次に、7番目の2項手数料の目、4目には節がないということございましたが、これは前回申し上げましたように、督促料を総務手数料で1本で上げていたといいますが、住宅、それから民生手数料を総務で上げておりました。しかしながら、ここで上げるのは住宅、民生につきましてはおかしいということで、実際決算書をつくる前に分けた形でこういう形になってしまったわけでございます。節がないと言われても、これは節を早くつくってくださいって原課の方に申し上げたんですが、財政課で節をつくるわけにはいきませんので、こういう形になりました。

次に、15番目でしょうか。20款繰越金のうち継続費及び継続事業費繰り越し財源充当の充当額3,137万1,000円が繰り越し計算書の額3,133万1,000円と違ってよいのかということでございますが、これにつきましては繰り越し計算書は一般財源が3,133万1,000円となっております。この4万円の差につきましては、17年度でしたか、市道富線改良事業で、過疎債の既収入特財4万円が入ってございました。もう17年度に既に納入されまし

た4万円につきましては、繰り越した場合には一般財源扱いで、既収入特財ですから一般財源扱いとなりまして繰り越し事業費の中の繰り越し財源充当額に上がってくるものでございます。ですから、4万円追加、繰り越し計算書の額に4万プラスされた分がここに上がってくるものと思われます。

私の方は以上だと思えます。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をします。再開は11時15分に再開します。

午前11時02分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、答弁をお願いします。答弁者は簡潔にお願いします。はい、どうぞ。会計管理者。

会計管理者（大久保富隆君） 会計管理者です。8番議員さんにお答えをいたします。

35ページの土地建物売り払い収入のところ、それとその次の立木売り払い収入、表示がありませんということでございますので、なるべく電算プログラムを修正してここに印字できるように協議をしたいと思います。もし電算プログラムでお金がかかるようになれば、また手書きで張りつけるようにするのか、その辺はちょっと協議させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長です。8番議員の御質問にお答えいたします。質疑にお答えいたします。

21ページの交流体験施設使用料につきましては、今後適時補正をしてみたいと思えます。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。19ページの土木分担金の額が違うということについてでございますが、これは挟間地域の開発に伴う、開発平米当たり600円の分担金でございます。当初、我々が見込んだものよりも挟間地域の開発の件数が多かったということで御理解をお願いしたいと思います。（「後段の部分が答えていない。後段の部分。特定財源なのに何に使ったのか」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） この特定財源を何に使ったかという答えでございますか。現時点では一般財源化されております。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（太田 光一君） 健康増進課です。25ページの保健衛生補助金でございますけれども、この減少につきましては、基本検診受診者の減少によるものです。ちなみに、17年度ですが8,581人、18年度ですけれども7,673人、マイナスの10.6%ということになっております。

それから39ページ、雑入の過年度収入でございますけれども、これにつきましては17年度基本検診の精算分の不足分でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 10番目の質問でございます。25ページ、地域生活支援事業の補助と次世代育成事業対策交付金の予算と異常に異なるのはなぜかということでございますが、地域生活事業費の補助金が19年2月の19日に交付決定をいただいております。次世代育成支援対策事業交付金につきましては3月の27に交付決定をいただいておりますので、3月の最終補正に間に合わなかったということでございます。

それともう一つ、38ページ、過年度収入の内訳を、ということでございますが、済みません、39ページです。内訳はどうかということでございますが、内訳は児童手当関係が472万2,584円、母子寮の関係135円、特別障害者手当2万1,645円、障害者の施設関係が26万6,697円、合わせて501万1,061円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今の過年度収入の説明なんですけれども、それはもう詳細説明のときに伺ったんで、なぜここに書かないのかというのが私の問いなんです。だから、それにやっぱりきちっと答えていただけるとありがたいんですけど。

では、しょっぱなの方からいきます。挟間のときと違って、3月末の補正をしない関係で、予算と調定額がかなり食い違うというのは、それはもうわかります。そして、先ほどの決定通知そのものも3月の中旬以降に来るということで、こういうものなのかなというふうに。しかし、正確な数字を把握して、そしてそれで予算を立てるという原則からすれば、決定通知そのものが遅くなること自体を、やっぱりもう少しやかましく言って早くさせるべきじゃないかと思うんですよ。先般の補正のときでも、交付税がもう3月30日ということで、どう考えたって、減らした場合が深刻なんですけれども、ふやす分には保留財源として2億円もあるということは、それは結構なことなんですけれども、減った場合のことを考えたら大変なんで、それは国や県に対して強く要求していつてもらいたいと思います。

今後、今の経済の状況でふえる一方というふうに見越しているかもしれませんが、何が

あるかわからんし、通常そういう決定通知そのもの、金は遅くてもいいけれども、そういう通知だけは早くするようにというようなお願いはきちっとしておくべきだというふうに私は思います。その辺についてどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） でき得るものであればそういたしますが、できない場合があるかもしれない、そのときは御理解願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ちょっとできない場合の事例をちょっと言うてくれんですか。どうしてそれができんのかちゅう。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） やはり国会の閣議決定とか県議会等の関係があるかと思えます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） とりわけ特交に係る分は最終決定が、もう国が3月にするからそれはもうしょうがないんですけど、ほかの分の交付金等については、前年度実績に基づいて行うわけですから、そんなに遅くなる理由がないんですよ。国が遅くする。だからそういう点で言えば、きちっとして、当該年度の分というのは翌年度に決定するわけですから、もう少しよく掘り下げてお願いしてみてください。

次に、目に関して 節もそうなんですけれども、ほかのところと比較して悪いんですが、挟間の場合は特定財源で一般財源化している滞納繰越分等については節、目を別にしておったんですよ、ずっと。そしてわかりやすいように。にもかかわらず、挟間の出身とは思えないような財政課長からそれができんような言い方をしてんですけど、この手法というか、何かほかの市町村がやっているからということで特に由布市の場合は、挟間を例にしたらわし問題は解決するんだけど、なにか由布市とか合併する前の湯布院町とか庄内町に非常にそういうふうに、せんでいいんじゃないという強行な意見があるのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 湯布院方式とか庄内方式、挟間方式、それぞれ強行な意見はございませんが、財政課で考えたときに、これはもうよその市町村を見てつくっておりますので、他市町村のこういう形でありますので、こういう形にしたということでございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。もうほかに質問を変わってください。

議員（8番 西郡 均君） ほかの……

議長（後藤 憲次君） 通告順を番号を言って、再質問をお願いします。

議員（8番 西郡 均君） 番号に基づいて。じゃ、ほんなら最後に、繰り越し計算書の分で

4万円違う分についてはもう既に既収入があったんだということで、繰り越し計算書そのものの、あのときはもう既収入で入っておいても既に入っておれば一般財源ということは当然なんですけど、そういう記載ができなかったのはどうしてなのか、そこら辺の理由を教えてくださいなんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 繰り越し計算書ですか。あれは既収入特財として別枠で上げておりました。（発言する者あり）はい。国、県の財源、それから一般財源として。

議員（8番 西郡 均君） ほんならおれの勘違いか。ごめんごめん。（発言する者あり）私、私はもういいよ。

議長（後藤 憲次君） もういいですか。これで質疑を終わります。

次に、歳出について行います。

まず、1款議会費については通告がありません。

次に、2款総務費について質疑を受けます。16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 51ページの2款1項7目の18節です。備品購入費に365万1,276円の機械器具費、これはパソコンを購入したということで聞いておりますが、毎年結構、かなりここに予算を上げているんです。そして使っているんですが、耐用年数その他いろいろあると思いますけれども、市で購入のすべてのパソコンとかが載っていると思いますが、およそ何台とかわかるんでしょうか。

それと、また19年度もかなりの予算が上がっておりますので、そんなに要るのかなとも思うし、結構これは委託料が結構かかりますよね。そんな予算のあれがあるので、できたら今は情報を同時に共有できるという利点はあると思うんですが、これにこんなにかげなきゃいけないのかなという感じもなきにしもあらずです。それが1点。

すべて備品購入費のところでは機械器具費として上がっております。18年度の予算とかいろいろ見ると、結構詳しくは、パソコン購入とか書いているんですが、18年、19年とか書き方が、備考のところがちまちまです。もう少し何とか統一できないものかと思っておりますので、その2点について伺います。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 総合政策課です。16番議員にお答えをいたします。

ここの歳出の備品購入については、パソコン代の購入でございます。一応パソコンは今職員全部に配置をしております。そして、耐用年数等については四、五年というふうになっております。それで、毎年ここに耐用年数が来た分についてこの費目で購入をさせていただいております。ちなみに、18年度については23台購入をしております。

以上でございます。

それから、備考欄等についてはやはり次回からはパソコン代というようなことで記入をさせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 多いか少ないかは、1人1台は必要だとは思いますが、できるだけ今のこういう御時世ですので、なるべく辛抱してという悪いんですけど、この辺の計上をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。45ページ、2款1項1目13節の委託料で、産業医27万2,000円のところです。この内容です。職員の管理に際して精神科医の診療ということですが、その内容と件数等について教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、7番、溝口議員さんの御質問に対して答弁いたします。

産業医の27万2,000円について、その件数等について報告してくださいということでございますけれども、この産業医につきましては、労働安全衛生法で、50人以上3,000人未満の事業所については産業医を1人配置しなければならないというふうに法でうたわれております。その事業の内容でございますけれども、業務内容でございますけれども、これにつきましては、健康診断後の事後指導とか健康相談、それとか労働安全衛生委員会が私どもにもありますけれども、その委員会への出席、それから職場環境等々のアドバイス、こういうものが主な業務の内容になっておりまして、診療等は一切いたしません。委託業務でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 42ページの一般管理費の中で、予備費支出及び流用増減マイナス75万2,000円となっております。ここに流用した17万6,000円もあるんで、合わせて92万8,000円が一般管理費から外に利用されているわけなんですけれども、それについて御説明をお願いしたいと思います。

詳細説明で人数を報告していました。この給料は3役と一般職83人分だというふうにおっしゃっていましたが、主要施策の説明書もいただきました。そこに83名になっているんですね。79ページ。しかし、予算でも給与明細書の報告でもずっと82人でずっと通してきているんですね。その金額の差が一体なにを指しているのか。実は、トータルも79ページのところを見て

みますと、一般職の総合計が407人になっています。これも給与明細等の説明では406人ということで1名多い。そのことが82人になったり83人になったりしているかどうかはわかりません。ほかの課も皆数字が違うから。そこら辺についてわかりやすく教えていただきたいと思います。

さて、その主要施策の説明書なんですけれども、一番これ見づらいのが総務課なんです。5ページ、6ページを開いてください。金額が、予算10億1,196万9,000円に対して決算9億9,365万円ということで出ていますけれども、出されて、明示されているのは60万円のデータ処理業業務だけです。上は書くのは書きいじり空欄です。一番下に総務関係人件費として4億4,789万円、決算4億4,209万6,000円云々というのが出ています。しかし、これは先ほどの職員の説明欄のこの総務費の79ページの一般職3億6,000万円ともえらい数字が違うんです。だから何を指してこういうふうな数値を上げているのかというのがさっぱりわからない。一番悪い見本だというふうに思うんですよ。

そういう点では、通常必要とされる、要するに総務課というのは基礎的な、基本的な事務事業を行っているところですから、そのあらわし方としてはもっと適切な表記の仕方があるんじゃないかと思うんです。それに伴う人件費も含めて総額としてその中枢機関にこういう金額を使われていますと、人数も何人ですよと、後ろに書いているからいいようなもんじゃけど、ここでそういうのを示して書いて上げると、ほかの課も、じゃうちも似たように書こうかと思うんですけれども、肝心の総務課がこういう書き方をすると、あともほんとでたらめに輪をかけたような書き方しか皆してないんですよ。後でる言いますけど。その点についてどういうふうに考えるか。お聞きしたいと思います。

1項13目人権同和の11節需用費の消耗品の中に、部落解放同盟とかいう団体の新聞・雑誌が含まれているかどうか、含まれていればその部数と金額を教えていただきたいと思います。

56ページずっと下がって、知事、県議会選挙費ですね。56ページ一番下に、ここに先ほど一般管理費で言った92万8,000円が充用されています。それについても御説明をお願いしたいんですけども、詳細説明のときには特財ですべて充当されているんでというような説明もされていたんで、ちょっと、なら何で流用しなきゃならなかったのかなと理解に苦しむんですけども、そこら辺もあわせてお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課でございます。それでは、8番議員さんの御質問に対して答弁いたします。

まず1点目でございますけれども、総務費の一般管理費から92万8,000円、県会議員選挙の方へ流用していると。これはどれを減額してという話でございますけれども、これにつきま

しては時間外手当、総務費の時間外手当を減額いたしまして県議会議員選挙の時間外手当へ流用したものでございます。

2点目の総務課の人数が当初82名というふうに報告して、何で83名かということでございますけれども、本年の2月に病気休暇をしておりました職員が1名いまして、2月の中途から職場に復帰するということがございました。本人、非常にまあ、病院の許可を得ておったんですけど、なかなかまだ職場にもなかなかなじめないような体調でございましたので、総務課で年度途中2月に1名総務課の方に在籍ということで1名ふえました。

そういうことですが、トータル的に、議員さん、じゃトータルが407から406になるわけないという話になるかと思っておりますけれども、これにつきましては、明細書の中で保健衛生総務費がございます。保健衛生総務費がここで19というふうになっておりますけれども、これを1名減で18で訂正方をお願い申し上げます。大変申しわけございません。

それから、県議会議員選挙費の92万8,000円の時間外手当の件について御答弁いたします。特財で、ほぼ100%特財であるのに何で流用したのかということでございますけれども、時間外手当の実績が92万8,000円不足でございました。そういうことですので、それを予算を膨らませないことには他の、例えば総務費の時間外手当の方から支払いとかいうことも余儀なくされますので、かかった費用については県から助成があるということですので、実績に応じて流用して予算を膨らませたという経緯がございます。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 人権・同和対策課長。

人権・同和対策課長（加藤 康男君） 人権・同和対策課長です。5項目目のご質問でございます、にお答えいたします。

部落解放新聞は、平成18年4月より、部課長の御理解をいただきまして、それにより購入いたしておりますので、公費での支出は含まれておりません。部数としては87部でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） その部課長さんは自由に講読ができるようになっているんですか。それとも押しつけなんですかね。

議長（後藤 憲次君） 人権・同和対策課長。

人権・同和対策課長（加藤 康男君） 御理解をいただいて会費をいただいております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 18年度4月よりとはちょっと知らなかったですね。私は、全部をね これは意見になるからあれやけど、部課長に回すというよりも、資料的なものは、1部はやっぱり保管用にとっておく必要があるんじゃないかと思うんですよ。わざわざ捨てたのを拾

わんで。そういうところを考えると、特定団体、要するに部落解放同盟という団体のだけのをとる異常さというのはこれで解決されたけれども、部課長さんにちょっと割が合わんようなことになってしまったんですか。基本的な資料としての価値、いかに部落差別をネタにいろいろやっているかというのがよくわかるんで、それは資料としてはいいんで、そこら辺の検討はぜひ、されていると思いますけれども、参考までにお尋ねします。

人数で先ほど保健衛生総務費のやつを19人から18人に訂正されました。総数なんかは訂正されなくて別にいいんですか。そこ辺はどうなっているのか。いわゆる給与明細書の406人というものが、話によるとほかにもあるんだと。それ以外にも、人が。話も聞くんですけども、その点はどうなっているのか、再度ちょっと定数との関係で、定数というか実際にいる人数との関係でプラス・マイナスがないのかどうか、お尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 18年度決算、3月の段階では406名でございます。

議員（8番 西郡 均君） 以上です。

議長（後藤 憲次君） これで2款総務費を終わります。

次に、3款民生費について質疑を行います。通告がありますので、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これもやっぱり人件費なんですけれども、60ページの社会福祉総務費で、給料がこれは一般職8,000万円というのは21名分だというふうに詳細説明があります。実際は資料では22名になっています。どういう違いなのか、それを教えていただきたいというふうに思います。

保育園費の中の給料額については、資料の中では14名とありますけれども、詳細説明では保育園はどこですか ここですね、68ページ。12名、6名ずつの12名だという説明を行っています。いいかげんに書いていることはないと思うんですけども、どうしてこういう資料と実際が違うのか、そこ辺の御説明をお願いしたいと思います。

3項1目生活保護費、その全体のことなんですけれども、5億1,154万3,103円ということで、先ほどの歳入の負担金を見ますと3億9,000万円ですね。残りの財源がどういうふうに充当されているのか教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） の社会福祉総務費の給料の人数ということでございますが、当初は22名、10月に職員が異動いたしまして、3月末では21名ということでございます。

次に、70ページの の項ですが、生活保護の財源内訳はということでございますが、通常の保護につきましては国が4分の3、残りは市の、由布市の持ち出しであります。ただし、この由

布市の分につきまして、住所のないものを由布市が保護しております。その場合につきましては県がその分は負担をするということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい。挟間保育所長。

挟間保育所長（生野 妙子君） 挟間保育所長でございます。西郡議員さんの御質問にお答えいたします。

職員数が違うという御質問ですが、議員さん御指摘のとおり、詳細説明では西庄内6挟間6で12名と御報告いたしました。しかし、挟間の2名が18年度途中から産休に入りましたので、その職員2名分が記載洩れになっておりました。それで、挟間保育所職員が8名になります。それで西庄内が6名と8名で14名が正しい職員数となります。

今後はこのような間違いがないように気をつけたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ちなみに、総務課長、この資料のいつ時点の人数かというのをちょっと、先ほど聞いてみると、退職とか病気で上がったとか、何かいろいろの変化があるようなんですけれども、いつ時点の数値を上げているのか、ちょっと教えていただけんですか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。資料の職員数につきましては、19年3月末で調査したものでございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ちなみに、表題の給与決算額、給与というのは「与」も入ってるんでね、賞与も入ってるんで、正確を期すために御再考をお願いします。（「どうでもいいこっちゃけども」「わかりました」「いいです、次でいいです」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 答弁いいの（「いいです」と呼ぶ者あり）はい。これで終わります。

次に、5款労働費については通告はありません。（「えっ、4款は」と呼ぶ者あり）済みません、失礼しました。次に、4款衛生費について通告がありますので、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも、中身は同じです。ええっと何ページですかね、4款、人数です。職員数が報告と3名も違ってらんで、これも理由はあるんだと思いますのでお願いします。

80ページを開いてください。80ページ、1項5目環境衛生総務費の中に総務費という割りには、施設管理にかかわる部分が委託料や需用費、あるいはほかの中にも入ってます。いわゆる火葬場等の施設管理については、別の目にすべきじゃないかというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

あ、これもあった、82ページの環境対策費の中で、1項6目の11節需用費で岳本地区の下配水管補修工事というのがあります。修繕費で充用して63万8,000円ということなんですけども、下配水管という意味がようわからんですけども、終末処理場か何かがあるんですか、その集中管理してるんかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

84ページのところに、2項1目、あ、これが、清掃総務費 清掃総務費は資料によると賃金10人分と書いてます。詳細説明では、作業員4名だというふうに言われました。作業員がどうして、マジックが10から4になるのかとか、よくわからないんですけど、そこら辺をわかるように教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（太田 光一君） 健康増進課です。保健衛生費の給料の人数でございますけども、先般16名ということで報告しましたが、総務課長が答弁したとおり18名でございます。大変申し訳ございません。（「さっき言うたんやなあ、それは」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 8番議員にお答えをいたします。

環境衛生総務費の中に、火葬費と施設管理費が一緒になってるということでございます。これは、財政課とよく協議をしまして検討してみたいというふうに思います。

次に、下配水管の処理場はあるのかということでございますが、処理場はございません。空想の森あたりから岳本を通りまして、金鱗湖の下流の大分川まで下水管ちゅうんですかね、配水管が市が管理をしているものが入っております。12メートルほどマンホールとマンホールの間を、温泉のヘド口が詰まった関係で、それを掘り上げて修理をしたものでございます。

次に、清掃総務費の中に賃金が、詳細説明では4人と言いましたけれども、常時雇用している方が4名でございます。それ以外に、季節的に、臨時的に雇用している臨時の職員さんが6名ということで計10名でございます。まあ、季節的にというのは、花を植える時期に4名じゃ足りませんものですから、6名を入れて合計10名ということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） せっかく、資料を添付するわけですからね、それがわかるような形でやっぱり資料に明記していただきたいと思います。

10名の内訳は、定時が作業員4名と、臨時が6名ということの書き方が必要かと思えます。

その、わからないのは、下配水管なんですね。ヘド口を処理しているということなんですけども、処理というのは沈殿層とかが終末にはあって、そしてそれでたまったやつを処理しているのかどうか、そこ辺をもうちょっとわかりやすいように教えていただけませんか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 終末処理場はありませんけれども、簡易に汚泥をためる箇所がございます。

そこに1回ためておって、汚泥の方は引き抜くわけなんですけれども、温泉の影響で、管路に温泉から影響するヘドロがたまって、汚水の通りが悪くなったということでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか はい、4款の質疑を終わります。

次に、5款労働費については通告がありません。

次に、6款農林水産業費について質疑を受けます。通告があります。16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、89ページの6款1項2目の19節です。負助交の40万円の農業後継者就農激励金なんですけど、今担い手とか、いろんなところで人を、若い人の人材を集めてる施策をとっていますが、これは1名分なんですかね。そのときの申請が、自己申請かなんかあってその人にするのか、こういう人がいますよというのを聞いて、全額、はいと与えているお金なんですかね。そこ辺をちょっとお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、農業後継者の育成ということで、合併前の庄内地域の事業でございます。交付金につきましては庄内地域で新規就農者に対して交付をしている事業でございます。

交付金は、100万円を10年間にわたって交付をしているということでございます。今回は、平成9年、合併前の庄内地域が平成9年に就農した2名分の最後の10年目の償還金でございます。18年度交付金として20万円を2名に交付をしているところでございます。

この事業につきましては、合併前の庄内町の経過処置分として交付しておりまして、由布市においては本事業は継続されておられません。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか はい。次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 95ページの6款2項2目ですが、有害鳥獣対策についてお伺いします。

12月議会の中で、有害鳥獣の被害について質問しましたが、その後別府市との連携等で目に見えるような対策ができたのか、また決算の中でわかる範囲で結構ですので、効果とございますか、ありましたら教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） この件につきましては、県道別府一宮線の道路沿いでの湯布院地域の方の事故に関連して、シカによる交通事故が発生したということの御質問が12月議会ではな

れたというふうなことだというふうに思っております。

これにつきましては、管内が別府市の行政区域になるというふうなこと、あるいは道路の管理をしております管理者が別府土木事務所管内ということで、別府市役所を通じて数度にわたって協議を行っているところで、地域内が国立公園内ということもございまして、さまざまな調査を別府土木事務所の方で今していただいておりますが、近々に「シカ注意」といったような交通標識を立てていただけるように確認はとれてるところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 補償金の中で、猟犬30万円と、主要施策の説明の中にありますが、これ事故にあった場合はもう一律30万円というふうなそういう規則といいますか、規定をもう設けたんでしょうかね。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） これにつきましては、狩猟者とか、そういう有害鳥獣に伴います関係する人事的な被害じゃなくて、イノシシとシカを1頭当たり有害鳥獣駆除期間に捕獲したことに対する補助金を交付しているということでございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 済みません、今事故に対する、そのことを聞いたんですけど。犬、猟犬が例えば事故にあったときとか、そういうときのことなんですけど。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 済みません、特に規定はつくってありませんで、有害鳥獣に参加した犬に対してそれ相当の補助を出しているということです。

議長（後藤 憲次君） いいですか、はい。これで、6款の質疑を終わります。

次に、7款商工費については通告がありません。

ここで休憩をします。

午後13時より再開をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） それでは、再開いたします。

次に、8款土木費について質疑を受けます。通告がありますので順次、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 101ページ、8款2項1目13節の委託料ですが、市道は自

治委員さんの申し出によって、草刈りをする場合の補助金は出ておりますが、その委託料の市道草刈り業務ですね、どこに委託をしておるんでしょうか。その申し出以外の市道だと思うんですけど、お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。お答えいたします。

市道草刈り委託については、集落と集落を結ぶ部分の市道でございます、4路線でございます。それはすべて3路線については業者でございます。で、1路線については地元の自治区にお願いしております。

ちなみに、業者委託の分については庄内町の阿蘇野部分が3カ所でございます。それから湯布院町の市道草刈り委託がこれが5自治区の区でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） そういった業者に委託をするというわけですが、シルバー人材とかそういうところには一応あれしてるんですか、別にそういうのはないんですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） これは、あくまでも自治区の進入路というような形で、例えば湯布院地区でいえば田伏とか扇山とかいうような形で、温泉場からかなりの集落までの距離があるというようなことから地元自治区、それからもう1点については庄内の阿蘇野から湯平の温泉場に向かう道路等についてでございます。

そういう関係から、地元自治区あるいは業者さんという形をとっておられます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか、はい。次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも同じです。給与の明細が、資料では18人になってますけれども、当初予算22人ということで詳細は全く触れなかったんで、実際の詳細とどういうふうにあるのか、教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。当初予算の編成時については、22名という形で予算編成を行ってございます。しかしながら、実質の決算では、挟間庁舎にあります建設課が15名それから庄内庁舎の振興局の建設担当が2名、湯布院庁舎の振興局で建設担当が1名、計18名をここから支出してございます。

以上です。

議員（8番 西郡 均君） はい、わかりました。

議長（後藤 憲次君） いいですか、はい。これで、8款土木費の質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を受けます。通告があります。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 詳細説明で気になることを言ったんですけども、時間外手当を、50%カットを職員の方から申し出て不用額になりましたと言ったんですけども、どういういきさつなのか、それを教えてほしいと思います。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。8番、西郡議員にお答えをいたします。

この職員手当の不用額については、担当課長いわゆる総務課長でございますけれども に対する私の説明不足ということで、このような結果になり大変申し訳なく思っております。

実は、職員手当につきましては、前年度実績を18年度に計上した関係上、18年度については、特に大きな災害がなかったということが不用額につながったということでございます。

17年度については、いわゆる湯ノ平の渡邊ハマ子さんの搜索活動、これが9月6日から9月12日までの搜索、約1週間でございますけども、総勢290名の職員が、延べ290名の職員が搜索に携わっております。こういう大きな災害がなかったということで、不用額が大きく出ております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、9款消防費の質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を受けます。通告がございます。9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 111ページの10款1項2目、耐震調査の診断、優先度調査が上がっております、66万円上がっておりますが、この優先度の調査の結果の内容は公表できる状況であるのかどうか、お聞きします。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 9番、淵野議員さんの質問にお答えします。

優先度調査については終わっておりますが、新聞等に公表する用意がございません。ちなみに、内容については由布市内小中学校の20校の校舎それから体育館20校に対して、対象でございますが、木造等それから57年以降の建造物等を除きまして、校舎については12校、体育館については2校が対象となっております、その中に耐震性と廃止、それから地震頻度、老朽化等を含めまして、事務局の中で優先度を設定して2、3年をめどに随時診断調査をする予定にしております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） その詳しい内容が、もし議会の方にお示しできるのであれば、そ

の一覧表といいますが、詳しい資料をいただければありがたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） わかりました。後でお示ししたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野議員さん、あとないですかね。

議員（9番 淵野けさ子君） あ、時間あり 言うていいんですか。

議長（後藤 憲次君） いや、いいですよ。

議員（9番 淵野けさ子君） 済みません、122ページの10款印刷製本費なんですけども、56万2,000円と市報あらかしの森の中に図書館だよりというのを発行しておりますが、これを広く市民に情報提供の場としているとあるんですけども、市報の中に入れることを10款の中から、これは総務費といいますが、その中で対応するのかなと私は思ってたんですけども、こういうやり繰りといいますが、予算をここで持つべきなのかどうかちのはちょっとわからなかったなので、お聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 9番議員にお答えいたします。図書館だよりというのは、市報にも載ってますけど、DEARという図書館の現代の状況というのをつくっております。それが、56万2,000円でございます。それで、市報の方には入っているのはまた別でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それは、施策の成果説明書にちゃんと書いてるのでわかるんですけども、ほかの例えば、そのあらかしの森の製本費として一体的な予算じゃなくて、これだけ特別にこういうようなやり方なんですかね。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） DEARというのは、図書館の現代の状況、今の利用状況等々を載せるべきであって、市報に載っているのは全体的な今、本当の図書館だよりといいますが、いろんな親しみ深いやつを載せていますので、DEARの方はデータ、データのものを印刷しております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 最後ですね。それは、そのこともあらかしの森の中に入ってるんでしょ。別なんですか。別ですか。はい、わかりました。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（9番 淵野けさ子君） はい。

議長（後藤 憲次君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは、市報あらかしの森ちゅう図書館だよりって書いてちよん

けんわりいわな。

議員（9番 淵野けさ子君） うん、書いちゃったからかなと思って。

議員（8番 西郡 均君） ええっと、私は6項5目、次のページやね、124ページ、122ページの最後の4目に文化財保護費で11万円流用して、充当先になってますが、減額したのはその次の文化施設費の11万円です。内容をちょっと説明していただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 8番議員にお答えいたします。これは、文化保護費の方から文化財施設費の方に移しましたが、これは湯布院の大杵社の看板でございます。看板が朽ちて落ちそうだったので、流用させていただきました。11万円を流用させていただいております。

全般的に申し上げますと、15万5,000円が看板の修理代でございます。しかし、文化財施設費の方に4万5,000円ございましたので、不足分11万円を流用したわけでございます。以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか、はい。これで10款の教育について質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費及び12款公債費以降については通告がありません。

これで一般会計の質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計について行います。

通告がございます。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 148ページの歳入の繰越金のところですが。

よくわからんのですけども、療養給付費と交付金繰越金というのが1項1目に上がってます。332万1,407円ということで、これは退職者医療にかかわる支払い基金への返還金だということで、特定された繰越金ということなんですけれども、実はこのあとの160ページに、実質収支に関する調書च्छゅうのがあります。当然、翌年度へ繰り越すべき財源というような中身になるのかなと思うのですけども、意味がよくわからんのですけども、どういうふうに考えたらいいのか教えていただきたいというふうに思います。

前年度のこの実質収支の表の中にももちろん記載がありませんし、決算の段階でこういうふうに出てくるわけなんですけども、そういう特定された繰越金ということになると、こういう実質収支の中に出てこなくてもいいのかなあというのがまず1点の心配ごとです。

そして、その2つ目は、2目のその他の繰越金、2億6,655万8,011円については、一般会計と同じように、その半分は基金にしなければならないという地方財政法上の制約は受けないのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

3点目は、さっきと同じやつですね。実質収支には、そういう特定の財源について今回はまだ明示はされてないんですよね、歳出の段階で、返還金そのものが特定されてませんから。そうい

うので、具体的にはどういうふうにしてそれを確定するのがいつでね、そして、こういう表記の仕方をするのかというのがわかりましたら教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 会計管理者。

会計管理者（大久保富隆君） 会計管理者です。8番議員にお答えをいたします。

この実質収支に関する調書で、この歳入総額から歳出総額を引いた残りが差し引き額ということで、これが純粹たる今回この国保特別会計につきましては2億5,067万3,588円、これが翌年度に、いわゆる19年度に繰り越される金額でございます。その後の、翌年度に繰り越すべき財源、この1、2、3があります。ここの欄につきましては、繰越計算書で議会にかけた分、それに基づいて、この中にその中の一般財源をここに入れます。

それから、いわゆる形式収支、3番がいわゆる形式収支でございます。その形式収支から翌年度繰り越すべき財源を引いたのが実質収支、これはもうこの様式でいってますので、この中に入る部分は繰越計算書の数字をこの中に入れるようになっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。議員さんは、国保運営協議会の委員であるんですが、ここで説明をしていいんでしょうか。議長。（「そらせな悪いよ、あんた」と呼ぶ者あり）どうですかね。

議長（後藤 憲次君） 一応、所属の委員会の委員はできるだけ控えていただきたいんです。

議員（8番 西郡 均君） それは常任委員会のことやろ。

議長（後藤 憲次君） 常任委員会。（発言する者あり）

議員（8番 西郡 均君） 常任委員会じゃないっちゃ。国保運営委員会。

保険課長（飯倉 敏雄君） 国保運営協議会の委員ということで。

議長（後藤 憲次君） 国保運営委員会の委員じゃないんですかね。

議員（8番 西郡 均君） そうですよ。

議長（後藤 憲次君） それはちょっと控えてくださいませんか。

議員（8番 西郡 均君） いやいや、別に構わんでしょ、別に。（発言する者あり）そんな制約があるなんちゅうのは、今初めて聞いたけど。どこにあんの。（発言する者あり）とにかく、答えてもらってよ。せっかく通告したんやから。次回から気をつけるわ。

議長（後藤 憲次君） ほなら、いいですか。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 8番議員の質問にお答えをしたいと思います。

と については、ほぼ同じようなことやないかと私は思います。で、 につきましては、17年度概算交付に基づきまして18年度は精算ということで、精算の返還金が今回発生したと

ということで、変則的に国保、国民健康保険法の中の予算書の編成の仕方がこのようにやりなさいということで載っております。これに沿いましてやっておるということでございます。

ちなみに、確定通知日が平成18年8月10日付の、その以降に來ますので、実際は2、3日後、通知があったということでございます。

それと、につきましては、これも国保運営協議会の中で十分協議をした件だと私は思っております。（発言する者あり）（「俺が言うたんじゃけ、聞いちょらんで」と呼ぶ者あり）これは、財政法、本条に伴う歳入歳出の決算上生じた剰余金の処分方法を定めてものだと思っております。

で、この条文から いろいろあるんですけども、地方自治法の中に歳計剰余金の処分ということで、ま、条例で示してくださいよという表現も出てきます。最終的には、地方自治法の中の基金の中に条例で定めたものという表現が出てきます。この中で、積み立ては基金として設置条例を必要といたしますという条文がございます。それに基づきまして、由布市の国民健康保険基金条例というのがございまして、これに基づいて療養給付に要した費用の10分の1に相当するものと、で、現在では ちょっとお待ちください 現在18年度の実績額で積算をいたしました。一般医療費、退職医療費の合計額は2億4,201万9,143円でございます。単純に言えばこれの10分の1ですので2億4,400万円ちょいと。しかし、これプラス老人医療費拠出金がございます。介護納付金もございます。これを全部足しますと3億2,805万5,782円と、これの10分の1でございますので、3億2,880万円ということになります。

そうしますと、現在の基金の保有額が2億6,034万2,800円ちょいでございますので、これを単純に差し引きますと、1,400万円ちょいぐらい現在不足をするのかなあと、というのも予備費が今5,000万円ございますので、これを足し込みますと1,400万円ほどまだまだ不足気味かなというふうに思っております。

今後、19年度につきまして少しでも資金がございましたら、それに基金に蓄えていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 実は、これ国保の問題じゃなくてね、地方財政法がその国保の剰余金に該当するかどうかというのを、財政当局にお尋ねしたいという意味があったんですけども、どうなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 剰余金につきましては、地財法第7条で2分の1は積み立てなければならないとなっております、一応は恐らく全、特別会計も該当するんじゃないかと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（8番 西郡 均君） はい、いいです。

議長（後藤 憲次君） これで、国民健康保険特別会計についての質疑を終わります。

次に、老人保健特別会計について質疑を行います。通告がございます。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 169ページを開いてください えっと、169ページ、開いたな、これパス（笑声） 171ページをお開きください。171ページに、あ、もとい、169、わかりました、169ページの最後の過年度収入のところで、支払基金、国、県の内訳がずっと言ってもらいましたが、合計すると金額がちょっと合わんのですけど、15万5,813円というのはどこに充当したか、どこからその過年度収入で入ったかわからないんですけども、説明の中では支払基金が279万9,104円、国が3,967万4,496円、県から22万7,623円ということで、トータルがこの金額が合わないんで、その差額について何か教えてほしいというふうに思います。

171ページを開いてください。予備費の上に繰り上げ充用金というのがあります。さっきの補正予算の審議、前回、前々回ですかね のときに、この補償金じゃなくて補てん金ですよということを言われてましたけれども、その訂正が訂正しなきゃならない誤りだったのか、そこ辺を教えていただきたいと思います。

その2つです。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。8番議員にお答えをしたいと思います。

まず1点目につきましては、15万5,813円につきましては、支払基金手数料でございます。これは基金、支払基金に関する手数料でございます。

につきましては、これは繰り上げ流用金の説明としては、補償金の表示は適切ではないというふうに思っております。ここでは補てん金が正しい表示と思っております。で、この中で電算上の処理の問題なんですけども、22節の中に補償補てん及び賠償金と、この3つの用語がここに入っております。電算上で判断するのは、どれを判断してここに表示を、説明書きに書いてるのかなというふうに思ってる。今後は、財政課等と十分協議をしまして、この説明書きについて注意をはらっていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか、はい。老人保健特別会計についての質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計については通告がありません。

次に、健康温泉館事業特別会計について質疑を行います。通告がございますので、順に行きま

す。9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 主要施策の成果説明書の94ページをあけてください。

その中で、歳出面では祖母山系で採掘された特殊なエネルギーを持つ天然鉱石を18年7月から投入しというふうにあります。本来、私は健康温泉館は100%天然の温泉だというふうには思っているんですが、その中に特殊なエネルギーを持つという、どういうエネルギーがちょっとわからないんですけども、こういう天然鉱石を入れる必要があったのかどうかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

そして、バーディゾーンのプールに温泉を注入することが可能となったと書いてあるんです。ちょっとここもよくわからないんですが、鉱石を入れることによって、ああこういう効果が、特にこういう効果があったというようなことがあればお聞きしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 淵野議員にお答えいたします。

主要成果の成果説明書94ページにありますように、昨年7月に天然鉱石、祖母山系でとりました天然鉱石、S G Eの鉱石をバーディゾーン、いわゆるプールの部分におきましては、今まで温泉とそれからジアン化塩素の反応がございまして、温泉を微量に入れていたんですが、色がつきまして、そして天然鉱石を実験いたしまして、それを介することによりまして温泉も入れられましたし、それからちょうど時期的なもので温泉の濾過装置の濾材の耐用年数も来ておりました。それが合致しまして、やっと実験の結果、昨年7月から、その天然鉱石を入れてバーディゾーンに温泉を注入することができたということでございます。

そして、2点目の効果でございますが、数字的なもので灯油の量で使用料が17年度は13万7,000リッターございましたが、18年度は9万5,000リッターで約4万2,000リッターの減少を見ております。

それから、水道代におきましては、421万4,000円、17年度、18年度は348万3,000円、約73万円、それから電気代はここに表示いたしてありますが、使用電力量と最大電力量の診断をもとに、電気代におきましては、17年度が699万4,000円、18年度が641万6,000円と約57万円の減少を見ているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） プールの部分では、薬品の関係で温泉は微量しか入ってなかったということですか。最初からそれはそうなんですか。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 私も、ことしの4月に健康温泉館参りまして、当然温泉のみと

思ってたんですが、水を沸かしてプール、バーディゾーンにしていたということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） この天然鉱石を使ってるところに多分視察に行かれてるかと思うんですけども、視察の費用は決算の中に含まれているのかということと、あと温泉のところにもこの石は置いているのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） この天然鉱石を入れてる、視察を当時の職員が行っております。その旅費は計上いたしておりません。皆さん方、職員とそれから健康温泉館を利用する水中リーダーがその施設を見学に行ったということをお聞いております。

それから、ほかの裸で入る方の温泉ですけど、そこにも若干、石を、この石を通しての まあ、実験段階でございますので、肌がちょっとつるつるし出したとかそういったあれを聞いております。ほかのところも入れております。

議長（後藤 憲次君） もう1回だけ。

議員（9番 淵野けさ子君） あ、もう1回だけ、済みません。それがですね、市民の方からいろんな声が聞こえてくるんですけども、多分業者の方がお連れ、研修に連れていかれたと思います。

で、予算計上されてない研修ですけども、やはり市民の方から見れば業者の人が連れていって、そしてそれは不適切じゃないかというようなことも聞いてるんですけども、そういうところはどのようにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） そこあたりは、ちょっと私、当時のことは存じないんですけど、一応決算上の旅費は支出をいたしておりません。

議長（後藤 憲次君） 次に、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2つほど、お尋ねします。

1つは、温泉館の職員2名分の給与を一般会計で組むということで、一般会計の中でその事業、健康温泉館事業となればすぐわかるんですけども、ほかのと一緒に保健、どこですかね一緒に組んでるもんですからわかりません。

ほかの特会を見ても、介護保険についても国保にしても、それぞれ事業目で設けてますから、それに充当してる諸経費や人件費等がすぐわかる仕組みになってるんですけども、どうしてこういうやり方してるのか、お尋ねしたいんですけども。

もう1つ、それと歳出の244ページを開いてください。244ページの一番下に公債費の元

金が載ってます。一応当初予算では7,142万8,000円ということだったのが、補正で減額して実際支出済みが6,000万円ということで、これから6,000万円ずつ、10年かけて返済するというこのようですけれども、この返済計画が変わった理由についてちょっとわかるように教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 健康温泉館、佐藤です。8番、西郡議員にお答えします。

まず1点目の、2名分の職員給与でございますが、予算編成時において総務課、財政課との協議を経過し、特別会計ではなく一般会計へ2名の職員給与を計上している次第でございます。

それから2点目の、公債費の元金の年度途中ということなんですが、平成7年度健康温泉館整備事業として、平成8年3月29日に11億円を大分銀行より借入いたしております。契約により10年経過後に利率の見直しをすることになっておりまして、17年度末で残高を6億円とし、これまでの利率3.0から2.1%の利率変更の借りかえを行っております。平成8年から平成17年まで5億円を償還、元金7,142万8,000円、3年据え置き、7年間で平成18年から平成27年まで6億円を償還予定で、元金6,000万円、10年を償還予定と、ことにいたしております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 財政課と総務課と一緒に相談してこういうふうになったということなんですけども、いわゆる健康温泉館の目を設けて、そしてその諸経費についてそこで明らかにすべきで、ほかの一般会計の保健衛生ですかね、何ですかね、それと一緒にして人件費を組むというのはどういう意図からか、総合的に財政課長の方が判断されたのか、総務部長が判断されたかわかりませんが、教えていただけんですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員さんにお答えします。

本来は、温泉館特別会計で組むべきだったところなんですが、健康保健事業というのを温泉館にことしからお願いいたしまして、それをまず、一般会計で組むべきものであるんですが、温泉館事業でお願いしたもので、温泉館事業がその分人件費組めなくなったということで一般会計で組みました。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 組むのはいいんですよ、どこで組んでもわかればね。わからないちゅうところが問題なんで、ぜひ目をつくって、それに該当する温泉館事業のところだけがわかるような形で予算あるいは決算を整理していただきたいというお願いなんです。そこら辺はできるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） その辺はちょっと検討して、また御報告いたします。

議長（後藤 憲次君） いいですか。以上で、健康温泉館事業特別会計についての質疑を終わります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については通告がありません。

次に、財産に関する調書についてを行います。通告がございます。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。財産調書、265ページの物品に関してですけれども、荷物車、これバンというふうに説明受けましたが、増減でプラス10台というふうになっておりますけれども、合併で町長車も3台から1台に、市長車になって、本課も3つあったものが1カ所、分散はしておりますが、分庁舎で1課に統合されているということで、理論上はどんどんと使用する車が減るんじゃないかなというふうには思いよるんですけども、ここで10台ふえた理由を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 7番、溝口議員の御質問にお答えいたします。

まず、荷台車の増減の理由でございますが、最初に増加分から申し上げますと、国保の訪問事業の関係で1台、それからあと介護保険の認定の調査用ということで4台、これ挟間、庄内、湯布院、それぞれ合計で4台ございます。あと農政課、建設、水道、契約管理、環境課、湯布院の公民館、それから調整分2台ということで、合計で13台の増になっております。逆に、減となっておりますのは湯布院の公民館、それから契約管理課、建設課ということで3台。差し引き10台の増ということでございます。

先ほど議員から御説明ありましたけど、自然と減ってくるのが当たり前じゃないかということでございますが、必要性から申しますと、今回、この買いかえが起きたということにつきましては、介護保険で申しますと認定調査の方法が、これまで外部機関に委託していたのが市が直営で調査するという方法に改正されたことが1点、それから環境課の車につきましても、ごみ収集の方法が変更になったこと、それからあと事故、それから老朽化等で買いかえたということがございます。今後、自然と減となるというふうには思われますが、これとは別に車の有効活用ということを図ってまいりますし、廃車等で台数等が減となっても1台当たりの稼働率を上げるなどの工夫をして台数の減に向けて努力したいというふうに考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 今、くしくも課長おっしゃいましたように、制度が変わった、介護の認定のためにどうしても動かなけりゃいけなくなったというので認定用の車を4台ふやした

と。国保の訪問も入れてもう1台加えたとしても5台、5台ですね。自然に減った分3台もありますけれども、ほかにある農政、建設、水道、ほか公民館とかの1台ずつなどがそれにこう、何ちゅうんですか、決して認定用の車もふやすことだし、こっちもちょっとち、便乗的にふやしたような感じがちらっと今、説明を受けながら感じたんですけど、そういうことは、まさかないですよ。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） さっき御説明したとおりでございます。大きな内容ということで、法の改正あるいは方法が変わったということ御説明をいたしたところです。ただ、建設とか、私どもの契約管理課等も1台買っておりますけど、これについては、車の荷物車というところのみの質問でございましたので、あと普通車とかいろんな車の項目で廃車等も受けております。そういうことで、たまたま10台の増ということが特に大きかったから議員、御質問あったんだろうと思いますが、今後、私ども担当しておりますので、先ほどお話ししましたように極力車の台数を抑えていきたいというふうに考えております。

以上です。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、特別会計の質疑を終わります。

日程第2・認定第2号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、認定第2号平成18年由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。

まず、決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 水道事業会計に関する監査意見書の3ページですが、3ページの表と、あとその下にもちょっと解説が書いてあるんですけども、供給単価と給水原価のことに、ついてなんですが、その一番下の文章のところ、

17年度以降は給水原価が供給単価を上回る損失の状態になっており、要因として合併後の給水料の引き上げも考えられるが、今後、より効率的な経営努力が求められるということ。で、その一つ前の1ページにもちょっと同じようなこと書いてあって、このところに、下から5行目ぐらいですかね、

給水原価が供給単価を12円上回り、経営状況としては悪化していると言わざるを得ない。この状況が続くと、近い将来料金の値上げにつながる事が予想されるが、今後はより効率的な経営努力を行い、営業経費の経費節減を図るなど、計画的な取り組みを望みます

と書いてあるんですが、17年度から既にもう給水原価が供給単価を上回っていると、17年の時点から。ということは、これ合併当初からこういうことは予想されていたのではないかということが非常に考えられるので、合併時の給水量の設定と水道料金の設定そのものに問題があったのではないかと指摘せざるを得ないと思うんですが、そこら辺監査どのように考えられているのかということと、実際こういう状況が2年続いたときに、1ページに近い将来、料金の値上げにつながるということが予想されると、こういうこと簡単に予想されたら困るんですけども、こういうこと簡単に書いちゃうと、私、大変これ問題だと思うんですね。17年の合併直後からこういう状況になっていて、近い将来、料金の値上げを簡単に予想して、実際もうこういう料金値上げみたいなことは、これ検討されているんですか。この状況、合併当時から予想されていたこととすれば非常に問題だと思うんですけども、軽々にこういうことを書かれたことについてどういうふうに考えられてるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 小林議員にお答えします。

合併当初のことは、協議につきましてはよくわかりませんが、監査の過程で上水につきましては湯布院と挾間が2カ所になってございます。それで、給水の、いわゆる原価につきましては、湯布院の方は非常にコストが安いと。それで、挾間町の方は宮田浄水場までポンプアップすることでコストが非常に高いと。で、現在、料金体系が異なってると思います。

そこで、それから先の議論は議員さん方のあれに入るとは思いますけども、その議論の段階で挾間町の給水原価は高いよということはもう十分皆さん御認識だったと思います。そういうことを踏まえての記述がここに表現されているんですが、やはりコストの上昇ちゅうのは避けられないと私はそういうふうに認識しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということは、やっぱり最初から設定そのものに問題があったというふうに認めてらっしゃるというふうに理解していいんでしょうか。であれば、だんだん経営状況が悪化してきたから料金の値上げを予想されるみたいな書き方は、私はこれ非常に不適切ではないかなというふうに思いますが、この辺いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） お答えします。

表現方法については適切でなかったかとは思いますが、中身はそういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、25番、久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 25番、久保でございます。一般会計と同様に、今1番議員さ

んから質問ございましたように、監査意見書の1ページから2ページに審査の結果として全体意見が記載されております。この意見に対して市長の見解なり認識をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この件につきましては、るる合併協議会等々から議論があったことでありまして、この件については、今後十分いろんな方々と相談しながら、いろんな形、どの方法がいいのかということも考えながらいかなくちゃいけないというふうに認識しております。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） この意見書は、監査委員さんから8月の31日に提出されておるわけだね。当然監査委員さんから市長に提出されており、これをまた議会で審議するわけですから、それなりのやっぱり回答はあってもいいと思うんですね、対応について。どうも一般会計で今質問聞いても他人事みたいな感じ、一回も何か内容について検討されてないような気がするんですけども、その辺どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そう言われても仕方がないんですけども、一応原課にはどうあるべきかということで、今検討させているところなんですけども、私の時点でまだそこまでは、まだいってない。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 私、水道会計だけ今言っておるわけじゃないんですね、全体的なことを言ってるだけであって、一般会計のときも言いましたんですけども、この意見書を有効に活用していただきたいということは、やはりこういうことを、意見書そのものを各職員に配ったりして、やっぱり課長以上が知るだけじゃなくて職員全体でやっぱ内容を認識されて、職員が異動になっても、やっぱりこういうことあるんだちゅうことを知っていただきたいですね。

最後聞きたいんですけども、監査意見書は今課長以上だけなんですか、配付しとるのは。職員まで全部配って、一度なり勉強会なりしたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。現在、監査意見書を配付してるのは部課長まででございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で終わりです。全職員に配付して研究してください。

それでは、これで意見書に関する質疑を終わります。

次に、歳入歳出についての発言に入りますが、質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 先ほどの決算審査意見書をちらっと見ると、これは一般会計、特別会計も同じなんですけども、決算書と決算諸表、あるいはまた具体的に書類名を書いている決算報告書、損益計算書、貸借対照表、料金計算書等についての扱い方がばらばらなんですよね。決算書とは何を指してるのかもわかりませんし、審査に付された決算諸表といいながら、別の項目では審査に付された決算報告書、損益計算書、るる上げてる分もあります。そういう点では、用語の統一は挾間の町議会のときにもかなり言ったんですけども、依然としてそういうのをきちっとされてないように思いますんで最初につけ加えておきます。

私がわからんのが一つあるんですけども、決算報告書ですか、由布市水道事業会計決算書と書いた 2 ページに、末尾に資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 6,347 万 6,962 円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度損益留保資金、最後の、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、この 94 万 8,993 円、この消費税及び地方消費税資本的収支調整額ちゅうの、意味を凡人にわかるように教えていただきたいんですが、ちなみに、決算意見書の 9 ページに資金収支の状況についてというのが表になってます。この中では、資本的収支資金不足額はほとんどが当該年度の損益勘定留保資金等々で補てんされるような書き方になってます。これと、ここの 2 ページの末尾に書いている表現と違っているけども、どういうふうに理解していいのか私にはわからんですけど、どっか分析する側面が違うんだと思うんですけども、それを教えてほしいんですが。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 大変申しわけないんですが、ちょっと時間を置かしていただきたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩します。再開は 14 時 10 分からします。

午後 1 時 55 分休憩

.....
午後 2 時 10 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

利光議員が所用のために欠席届が出ました。

それでは、答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野です。大変御迷惑をかけました。8 番議員さんの消費税及び地方消費税資本的収支調整額、これは何であるかちゅうことでございますが、資本的収支と補てん財源についてということで、資料によりまして説明をいたしたいと思えます。

資本的収支における補てん財源として認識する当期純利益の額は、税込み処理を行うこととしている決算報告書の収益的収支の差し引きによることなく、税抜き処理で行うこととしている財

務諸表上における当期純利益の額によることとするということで、それによりまして消費税資本的収支調整額として補てん財源と認識するということでございまして、この調整額の式でございしますが、税込み当期純利益マイナスの税抜き当期純利益マイナス当年度購入した貯蔵品にかかる仮払い消費税及び地方消費税イコール4条の仮払い消費税及び地方消費税ちゅうことで、今、2ページの140万3,052円から借り受け消費税及び地方消費税の45万4,059円を差し引きました94万8,993円が補てん財源となるということでございまして、94万8,993円を補てんをした次第でございます。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

これで、水道事業会計収支決算の質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑が終わりました。

日程第3・議案第69号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、議案第69号由布市土地開発公社定款の変更についてを議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第6号及び認定第1号から認定第2号まで、承認第7号から承認第10号まで、議案第65号から議案第68号まで並びに議案第70号から議案第75号までの計17件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。次回の本会議は、10月3日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。御審議御苦労さまでした。

午後2時14分散会